令和 8 年度	第　　号	工　事　仕　様　書
工　事　名	いのちを守る防災・減災総合補助金　避難所環境改善事業 南伊勢町方座浦コミュニティセンターフラットチェアー購入	
施 工 地 名	度会郡南伊勢町　方座浦　　地内	
工　　種	物品購入	
工　　費	金　　円也	工事価格　　円 消費税相当額　　円
工　　期	令和8年12月28日	長　　巾

調査　令和　年　月　日			
技師		係	
南伊勢町 防災安全課長　濱地　智視　印			
設計　令和　年　月　日			
設計		検算	

工　事　の　大　要	起　工　の　理　由
フラットチェアー購入　　80脚 （保管場所：方座浦コミュニティセンター）	●避難所環境改善事業 風水害に備え、避難所にフラットチェアーを整備し、 避難所の生活環境の改善を図る。

設 計 内 訳 表

費目　工種　種別　細別	単位	数 量	単　価	金　額	摘　要
本工事費					
本設費	式	1			
本体費	脚	80			
消費税及び地方消費税対象額	式	1			
本工事費計	式	1			

南伊勢町方座浦コミュニティセンター
フラットチェアー購入仕様書

1. 品名・仕様

品名	フラットチェアー
色	ライトグレー

2. 寸法

外形寸法（使用時）	幅 514mm × 奥行 463mm × 高さ 745mm
座面高	約 430mm
折りたたみ時寸法	幅 514mm × 奥行 91mm × 高さ 894mm
質量	約 2.8kg／脚

3. 構造・材質

背・座	ポリプロピレン樹脂成型品
座部	ハードボード、ウレタンフォーム
張地	オレフィンレザー
張地色	ライトグレー
脚フレーム	φ22mm アルミ丸パイプ
フレーム仕上げ	粉体塗装
脚端部	ナイロン樹脂成型品
折りたたみ機構	シリンダー機構

4. 必要機能

○使用時に安定して設置できる構造であること。

○折りたたみ時に省スペースで収納できる構造であること。

○折りたたみ操作が容易であること。

○椅子同士を連結できる機能を有すること。

○スタッキング・収納時に椅子同士のずれを抑制できる構造であること。

○床面を傷つけにくい脚端部材を備えていること。

○背・座部の交換が可能な構造であること。

○日常的な会議・研修等の用途に耐えうる十分な強度を有すること。

5. 環境配慮

○グリーン購入法適合品であること。

○使用材料の分別・リサイクルに配慮した構造であること。

○長期使用を考慮し、背・座部等の交換が可能な構造であること。

6. 収納・運搬

折りたたみ時に厚さ約91mmとなり、省スペース収納が可能であること。

また、必要に応じて専用台車等による複数脚の一括運搬が可能な製品であること。

7. 品質・安全

○国内メーカーの標準製品またはこれと同等以上の品質を有すること。

○製品として通常の使用に必要な安全性および耐久性を有すること。

○納入時は完成品の状態とし、正常に使用できる状態で納品すること。

○納入後、通常使用において不具合が生じた場合は、受注者の責任において速やかに対応すること。

8. 納入条件

項目	内容
納入場所	方座浦コミュニティセンター
納入期限	令和8年12月28日
数量	８０脚
搬入・設置	指定場所まで搬入し、使用可能な状態にすること
梱包材等	納入後、受注者の責任において適切に処理すること

9. 同等品について

○同等品を可とする場合は、本仕様書に定める寸法、材質、機能、品質および性能について、同等以上の性能を有する製品であること。

○同等品を納入する場合は、入札参加者がメーカー名、製品名、型式、仕様が確認できる資料（カタログ・仕様書等）を提出し、発注者の承認を得ること。

10. 参考製品

○生興株式会社　フラットチェアー　SCF64-MX　ライトグレー

※参考製品を示すものであり、同等以上の性能を有する製品を可とする場合は、上記「同等品について」によるものとする。

暴力団等不当介入に関する特記仕様書

1　契約の解除

南伊勢町の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱第３条及び第４条の規定による措置を受けたときは、当該契約の解除ができるような措置を講ずることがある。

2　通報義務

暴力団等による不当介入を受けた場合、次の義務を負うものとする。

⑴　契約案件等において、暴力団等による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行う。

⑵　⑴により警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を町長に報告すること。

⑶　契約案件等の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、町長と協議を行うこと。

3　暴力団等による不当介入に対する通報義務の実効性を確保するため、以下の措置を講ずることがある。

⑴　指名停止又は文書注意

暴力団等による不当介入を受けた受注者が所轄の警察への通報等及び町長への報告を怠った場合は、指名停止又は文書注意を行う。

⑵　暴力団等による不当介入を受けた場合において、警察への通報又は町長への報告を怠った旨の公表する。

⑶　優良工事施工団体表彰の表彰日までに⑴による指名停止又は文書注意を受けた者については、町の推薦基準に基づき、表彰対象から除外するものとする。